

1. 概要

具体的対応方針とは、① 2025 年を見据えた構想区域において担うべき役割（病床機能）、② 2025 年に持つべき医療機能ごとの病床数を含む計画等であり、医療機関ごとに以下のとおりである。また、具体的対応方針は、各圏域の地域医療構想調整会議で合意を得る必要があり、本日の方向性としては下記 4 のとおりとしたい。

なお、一度合意を得た具体的対応方針についても、変更がある場合には再度調整会議で検討することとなっている。

- ・ 公立病院・・・「新公立病院改革プラン」 → 「公立病院経営強化プラン（R5 年度末までに策定）」
- ・ 公的医療機関等・・・「公的医療機関等 2025 プラン」
- ・ 民間病院・有床診療所等・・・「病床機能報告での病床機能・病床数」

※ 公的医療機関等とは、

- ・ 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等が開設する医療機関
- ・ 医療法第 7 条の 2 第 1 項第 2 号から第 8 号に掲げる者（共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等）が開設する医療機関
- ・ その他の独立行政法人（国立病院機構、労働者健康安全機構）が開設する医療機関
- ・ 地域医療支援病院、特定機能病院

2. 各医療機関の病床機能および病床数 資料 4-2 のとおり

3. 事前の意見交換会における意見

- ① 地域における大学病院の高度急性期病床の取り扱い
- ② 新型コロナウイルス感染症など有事への対応

4. 具体的対応方針（病床機能および病床数）合意の方針（事務局案）

合意とする医療機関

- ・ 回復期・慢性期機能を担う病院（高度急性期・急性期病床を保有しない）
- ・ 有床診療所

検討中とする医療機関

- ・ 高度急性期・急性期機能を担う病院
→ 第 2 回会議に向けて、病床機能報告に対する定量的な分析結果を参考にした令和 4 年度病床機能報告の結果や大学病院の高度急性期病床をどのように取り扱うかを含めて検討を進める。